

広島県運転免許センター
売店及び自動販売機設置運営事業者募集要領
(令和6年度一般競争入札)

- 申込受付期間（入札参加資格確認申請期間）

令和6年12月25日(水)から

令和7年1月14日(火)まで

- 入 札 日

令和7年2月3日(月)

広島県警察本部総務部施設課

目 次

入札申込から売店及び自動販売機設置までの流れ	1
広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業者募集要領(一般競争入札)	2
1 募集概要	2
(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的	
(3) 貸付施設の概要	
(4) 募集の仕様	
(5) 貸付期間	
(6) 契約の方法等	
(7) 貸付料	
2 入札の方法等	3
(1) 入札の実施	
(2) 入札の受付等	
3 使用する言語、通貨及び単位	3
4 入札参加資格	3
5 入札参加に関する留意事項	4
(1) 入札保証金	
(2) 入札の無効	
(3) 入札の執行	
(4) 入札書の記載方法等	
(5) 入札者が持参するもの	
(6) 落札者の決定	
(7) 入札の結果	
6 入札までのスケジュール	5
(1) 募集に関する質問の受付及び回答	
(2) 入札参加資格(入札申込)の確認	
7 契約手続	6
(1) 契約の締結等	
(2) 契約保証金	
(3) 連帯保証人	
8 貸付料の支払方法	7
9 その他の留意事項	7

入札申込から売店及び自動販売機設置までの流れ

① 募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問受付：令和6年12月25日（水）から令和7年1月14日（火）まで
午前9時から午後4時まで

※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間）は受付を行いません。

※質問に対する回答は、広島県警察のホームページにおいて公表します。

受付場所：広島県警察本部総務部施設課管財係（広島市中区基町9番42号 広島県庁舎東館15階）

② 一般競争入札参加資格確認申請（入札申込）

受付期間：令和6年12月25日（水）から令和7年1月14日（火）まで
午前9時から午後4時まで

※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間）は受付を行いません。

受付場所：広島県警察本部総務部施設課管財係（広島市中区基町9番42号 広島県庁舎東館15階）

③ 入札の日時及び場所

入札期日：令和7年2月3日（月）

入札時間：午前10時00分

場 所：広島県庁舎東館 広島県警察本部12階入札室（広島市中区基町9番42号）

④ 契約説明

入札終了後、引き続いて落札者に対して契約内容を説明します。

⑤ 契約の締結

契約締結期限：令和7年2月7日（金）

⑥ 貸付料の支払

貸付料の支払方法は、広島県警察が発行する納入通知書による金融機関窓口からの納付となります。

⑦ 契約期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

※更新はしません。

⑧ 売店及び自動販売機設置

売店及び自動販売機の設置は、令和7年4月1日（火）以降となります。

なお、事前に広島県警察と設置事業者との協議により、設置時間等を決定します。

広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業者募集要領

(一般競争入札)

広島県警察では、次のとおり広島県運転免許センターに売店及び飲料用の自動販売機を設置・運営する事業者（以下「売店等設置事業者」という。）を募集します。

この要領に基づき、売店及び飲料用の自動販売機を設置・運営を希望する法人又は個人を対象に、一般競争入札により売店等設置事業者を決定します。入札への参加を希望する場合は、この要領のほか、「広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業仕様書」（以下「仕様書」という。）、「広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業に係る賃貸借契約書（案）」及び関係法令などを御承知の上、申し込んでください。

1 募集概要

(1) 事業の名称

広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業

(2) 事業の目的

広島県運転免許センター来庁者へのサービスの向上を図る。

なお、売店及び自動販売機の主な利用者は、来庁者です。

(3) 貸付施設の概要（添付設置場所見取図を参照してください。）

事業	貸付場所		位置図	貸付範囲	備考
売店	2階	講習室横	①	21.82㎡	間口にパイプシャッター有り
自動販売機	屋外	正面南東側案内板前	②	1.53㎡	設置可能台数1台
	1階	エントランス出入口横	③	4.00㎡	設置可能台数2台
	2階	売店横	④	0.64㎡	設置可能台数1台
		講習室前待合ホール	⑤	4.49㎡	設置可能台数3台
	3階	E V横待合ホール	⑥	1.37㎡	設置可能台数1台
	4階	講習室前待合ホール	⑦	3.90㎡	設置可能台数3台
5階	講堂横待合ホール	⑧	2.53㎡	設置可能台数2台	

※1 営業日は、広島県運転免許センター開庁日とします。

なお、開庁日は、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日及び年末年始（12/29～1/3まで）を除く日です。

※2 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、飲料の回収ボックスの設置部分を含みます。

(4) 募集の仕様

資料2「広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業仕様書」のとおりです。

(5) 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

※更新はしません。

※上記期間には、売店及び自動販売機設置に係る期間を含みます。

(6) 契約の方法等

賃貸借契約によるものとし、契約の更新はしないものとします。

なお、広島県警察が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、売店等設置事業者（落札者）

が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他広島県警察が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

また、当該公募においては、貸付箇所について貸付期間中の存続を保証するものではありません。広島県警察の組織再編等により、貸付箇所への売店等の設置が継続できないこととなった場合は、貸付契約を変更又は解除することがあります。

(7) 貸付料

売店及び自動販売機設置期間中の貸付料（年額）は、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額とします。

なお、貸付料には光熱水費は含まないものとします。

【参考データ】

■ 広島県運転免許センター年間利用者数等

年間利用者数	過去3年間の平均 延べ約30万人 ※各年により利用者数の増減変動があります。
主な利用者	運転免許更新者、運転免許試験受験者等
売店及び自動販売機設置場所 使用料（令和6年度）	約27万円（参考）

2 入札の方法等

一般競争入札により落札者を決定します。

(1) 入札の実施

ア 入札期日

令和7年2月3日（月）

イ 入札時間

午前10時00分

ウ 入札場所

広島市中区基町9番42号

広島県庁舎東館 広島県警察本部12階入札室

(2) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。一度会場に入場されますと入札終了までは退場することができません。

なお、入札開始時刻には入札会場を閉鎖します。遅れて来られた場合は、入札に参加することができませんので、注意してください。

入札終了後、落札者に契約説明を行います。申込者又は代理人が必ず出席してください。

3 使用する言語、通貨及び単位

言語：日本語

通貨：日本国通貨

単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

4 入札参加資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 公募開始日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては広島県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては広島県内で事業を営んでおり、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 売店及び自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (7) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札保証金
免除します。

- (2) 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- エ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

- (3) 入札の執行

- ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を有する証書（以下「委任状」という。）を提出していただく必要があります。ただし、別途、有効期間の記載のある委任状を作成されており、当該有効期間が入札の時期を含む場合は、当該有効期間のある委任状によることも可能です。
- イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出してください。
- ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入りは禁止します。
- エ 入札執行中は、入札者の私語、方言等を禁止します。
- オ 入札室には、入札者以外は入室できません。
- カ 入札書類は、様式集の入札書（様式第1）、入札辞退届（様式第2）、委任状（様式第3。アのただし書の場合を除く。）を使用してください。

- (4) 入札書の記載方法等

入札書（様式第1）には、年額（1年間分）の貸付料の110分の100に相当する金額を記載してください。

※ 貸付期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 入札者が持参するもの

- ア 印鑑（入札参加資格確認申請書で使用した実印、代理人の場合は委任状に押印した代理人使用印）
- イ 筆記用具（黒のボールペン）

ウ 委任状（代理人によって入札する場合）

(6) 落札者の決定

ア 落札者は、次の方法により決定します。

(ア) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、広島県警察が予定する年額（1年間当たり）の貸付料（消費税及び地方消費税込み）以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(イ) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

イ 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(7) 入札の結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、入札者に知らせます。

6 入札までのスケジュール

(1) 募集に関する質問の受付及び回答

ア 広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業者募集要領等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

受付期間	令和6年12月25日（水）～令和7年1月14日（火） 午前9時～午後4時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間）は受付を行いません。
提出方法	様式集の広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業に関する質問書（様式第4）に記入の上、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いします。 注）郵送とは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれに準ずるものに限りです。
提出先	広島県警察本部総務部施設課管財係 〒730-8507 広島市中区基町9番42号 電話：(082)228-0110 内線2271 メールアドレス：psokanzai@pref.hiroshima.lg.jp

イ 質問に対する回答の公表

提出された質問への回答は、令和7年1月17日（金）までに広島県警察ホームページにおいて公表します。

(2) 入札参加資格（入札申込）の確認

この入札に参加を希望される方は、事前に入札参加資格の有無について広島県警察の確認を受ける必要があります。

ア 申請書類の提出（提出部数各1部）

受付期間	令和6年12月25日（水）～令和7年1月14日（火） 午前9時～午後4時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間）は受付を行いません。
------	--

提出方法	様式集の入札参加資格確認申請書（様式第5）及び誓約書（様式第6）に必須事項を記入し、持参又は郵送より申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。		
提出書類	事項	法人	個人
	① 入札参加資格確認申請書（様式第5）	○	○
	② 誓約書（様式第6）	○	○
	③ 身分証明書（市町村発行のもの）【※1】		○
	④ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）【※1】	○	
	⑤ 確定申告書（写）		○
	⑥ 印鑑証明書【※1】	○	○
	⑦ 広島県税及び地方法人特別税の納税証明書（広島県税及び地方法人特別税についての滞納がない旨の証明）【※1】	○	○
⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか）【※1、※2】	○	○	
提出先	6-(1)提出先に同じ		

※1 ③、④、⑥、⑦及び⑧については、発行後3か月以内の原本とします。

※2 ⑧については、納税の猶予の特例を受けている場合には、「納税証明書その3、その3の2、その3の3」に代えて、直前の年分（課税期間）からさかのぼって3年前までの「納税証明書その1」を提出すること。詳細は6-(1)提出先に問い合わせること。

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は、確認申請をされた方に対して令和7年1月17日（金）までに書面により通知します。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格がないと通知された方は、書面により次のとおり理由の説明を求められます。

受付期間	令和7年1月17日（金）～令和7年1月22日（水） 午前9時～午後4時（ただし、正午～午後1時を除く。） ※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの間）は受付を行いません。
提出方法	説明要求の書面（様式自由）により、持参、郵送又は電子メールにより申し込んでください。 郵送の場合は、上記の期限までに必着するようお願いいたします。
提出先	6-(1)提出先に同じ。
回答期限	令和7年1月24日（金）

7 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に、別添「広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営に係る賃貸借契約書（案）」に基づき、広島県警察と売店及び自動販売機設置に係る賃貸借の契約を締結していただきます。

(ア) 契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

(イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第7）を広島県警察に提出してください。

(ウ) 契約の締結に係る一切の費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

ウ 契約書を3通作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 連帯保証人

ア 広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第32条（同条を準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人を立ててください。

イ 契約の締結の際、連帯保証人の登記簿謄本「原本」（現に効力を有する部分。個人の場合は市町村発行の身分証明書。）、印鑑証明書等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）、納税証明書（契約締結前3か月以内に発行された広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）、企業概要の資料等、必要書類を提出してください。

ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の年額の貸付料相当額とします。

エ 連帯保証人が個人である場合、民法465条の10第1項に基づき、落札者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 落札者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

8 貸付料の支払方法

(1) 貸付料は、広島県警察が発行する納入通知書により、毎年4月30日（令和7年度分については、広島県警察が指定する日）までに、その年度に属する貸付料（1年間分の貸付料）を納付しなければなりません。ただし、当該年度の納入期限前までに貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。

(2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、注意してください。

9 その他の留意事項

(1) 現地確認

現地確認を希望する場合は、6-(1)提出先に申し出てください。

(2) 売店及び自動販売機設置事業関連規定の遵守

広島県警察と本件売店及び自動販売機設置事業に係る貸借契約を締結した売店等設置事業者は、本要領のほか、広島県運転免許センター及び自動販売機設置運営事業仕様書及び広島県運転免許センター売店及び自動販売機設置運営事業に係る貸借契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

(3) 売店及び自動販売機の設置方法等

具体的な自動販売機の設置方法等については、広島県警察と売店等設置事業者が協議の上決定します。

(4) 売店及び自動販売機設置に係る経費

売店及び自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費は、売店等設置事業者の負担とします。

(5) 自動販売機の設置に伴う承認等

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に当たっては、自動販売機設置承認申請書（様式第8）に自動販売機の設置内容（設置場所、台数・規格・定格消費電力等）を記載の上、広島県警察に提出

し、承認を得る必要があります。また、承認を得た自動販売機の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続となります。

(6) 貸付物件の返還

契約期間の満了等により、貸付物件を広島県警察に返還する場合は、借受財産返還書（様式第9）を提出して広島県警察の承諾を得るものとします。

(7) 貸付料の返還

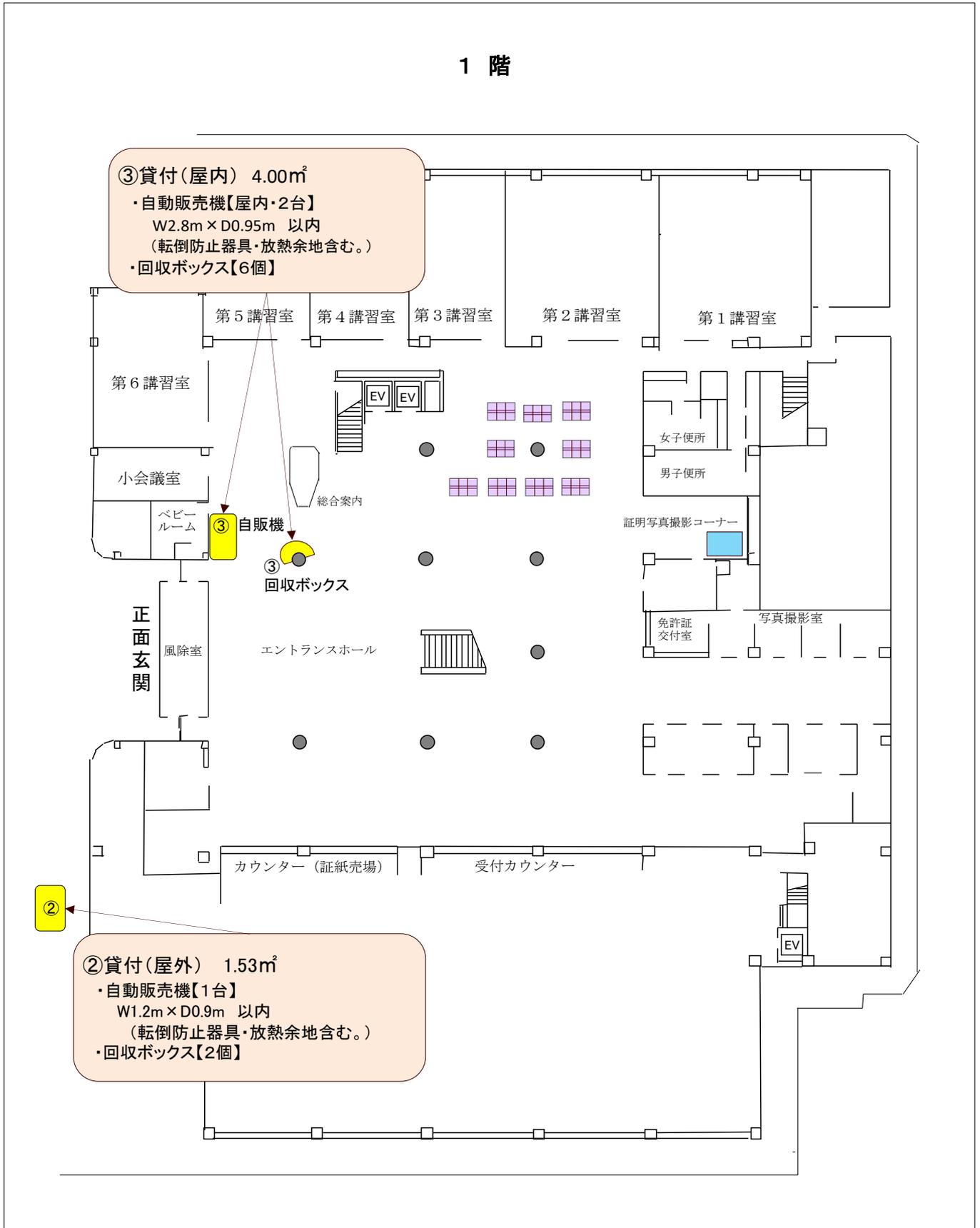
納付済みの貸付料は、返還しません。ただし、広島県警察が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

(8) 事業者の責任

- ア 事業者は、売店及び自動販売機設置に関する全ての事項について一切の責任を負うものとします。
- イ 売店及び自動販売機設置に関して第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとします。

設置場所見取図

1 階

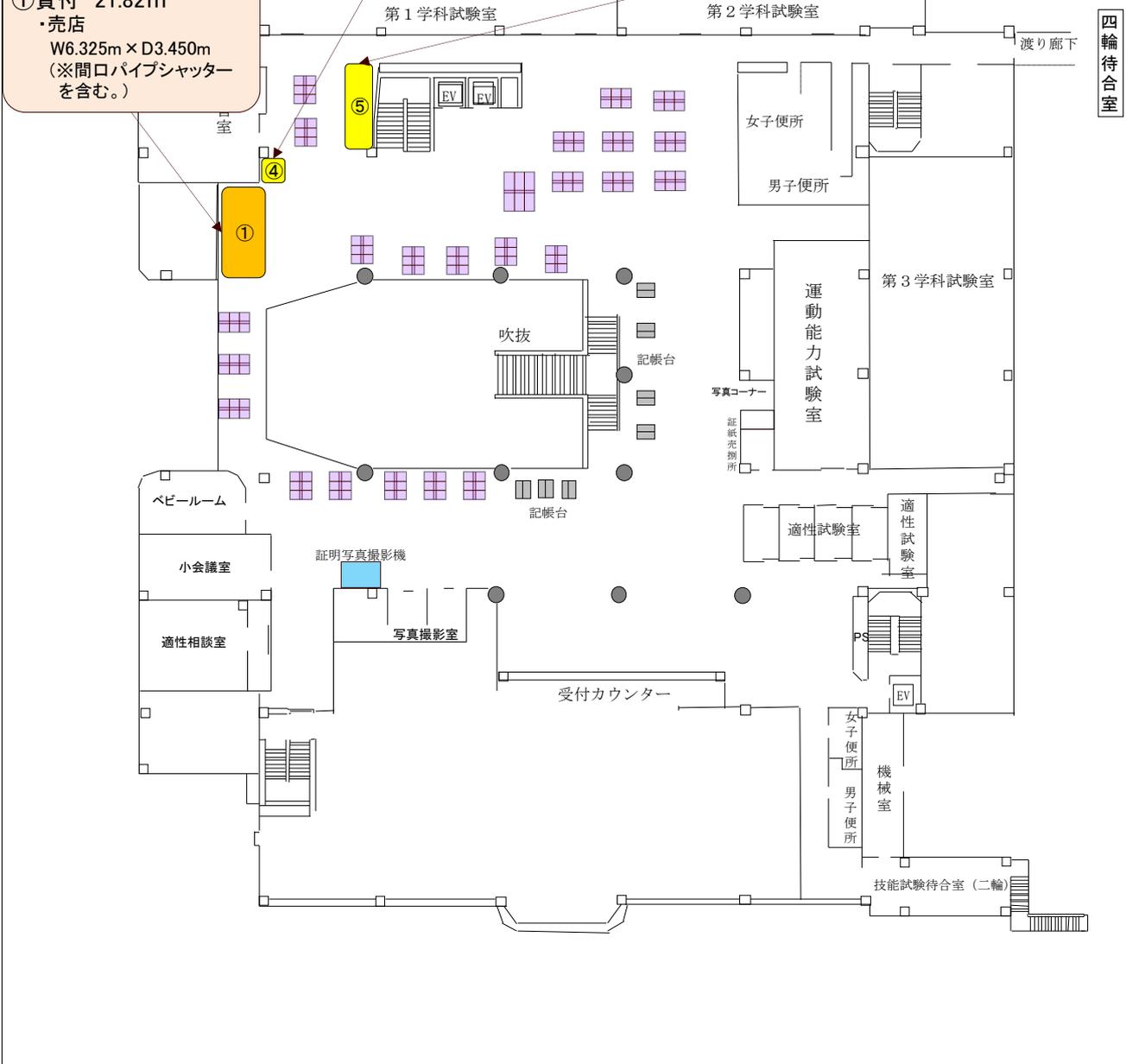


2 階

①貸付 21.82㎡
・売店
W6.325m × D3.450m
(※間口パイプシャッターを含む。)

④貸付 0.64㎡
・自動販売機【1台】
W0.8m × D0.8m 以内
(転倒防止器具・放熱余地含む。)
※回収ボックス1個は、⑤の位置に含める。

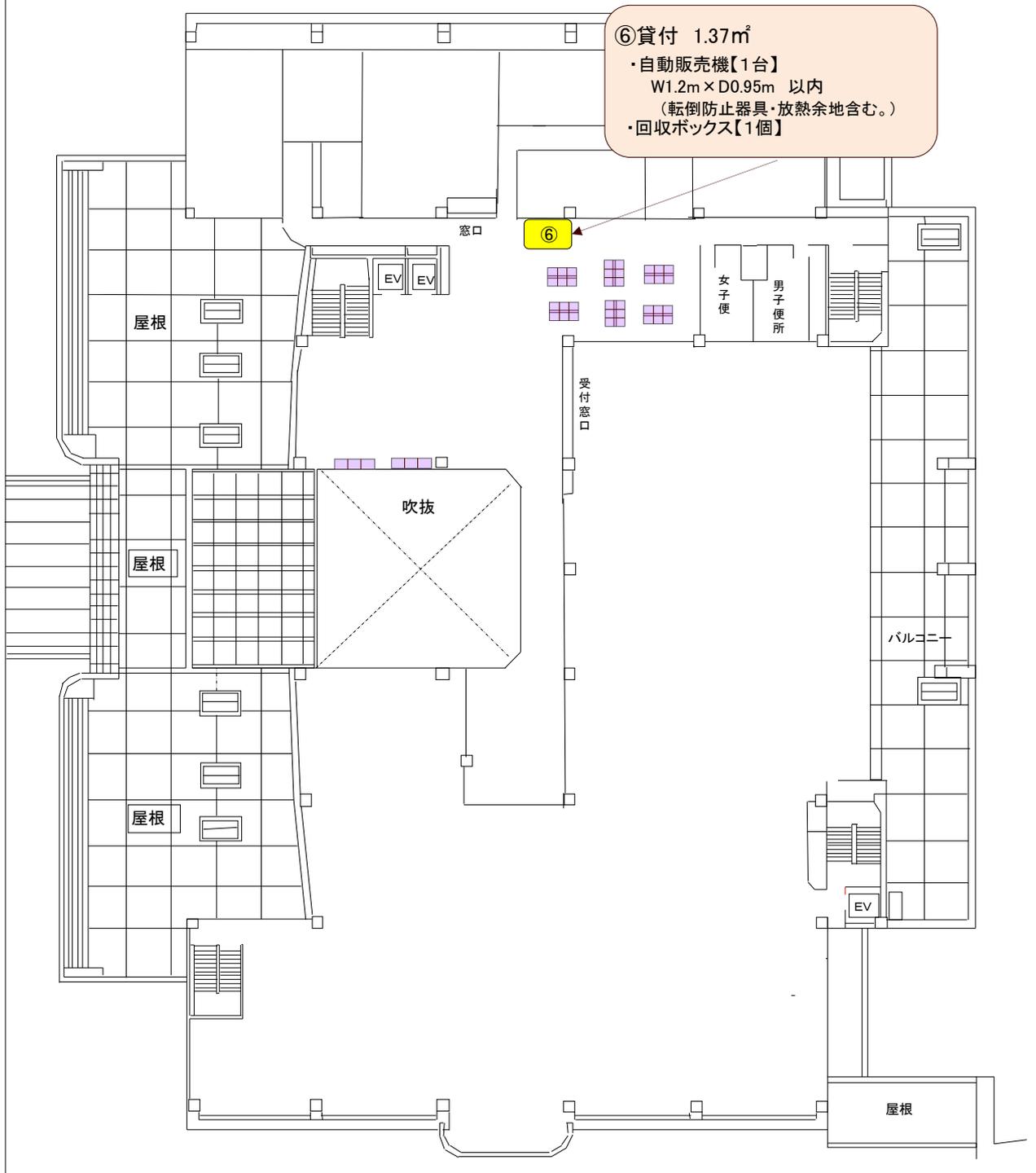
⑤貸付 4.49㎡
・自動販売機【3台】
W3.3m × D0.95m 以内
(転倒防止器具・放熱余地含む。)
・回収ボックス【6個】
※④の回収ボックス含む。



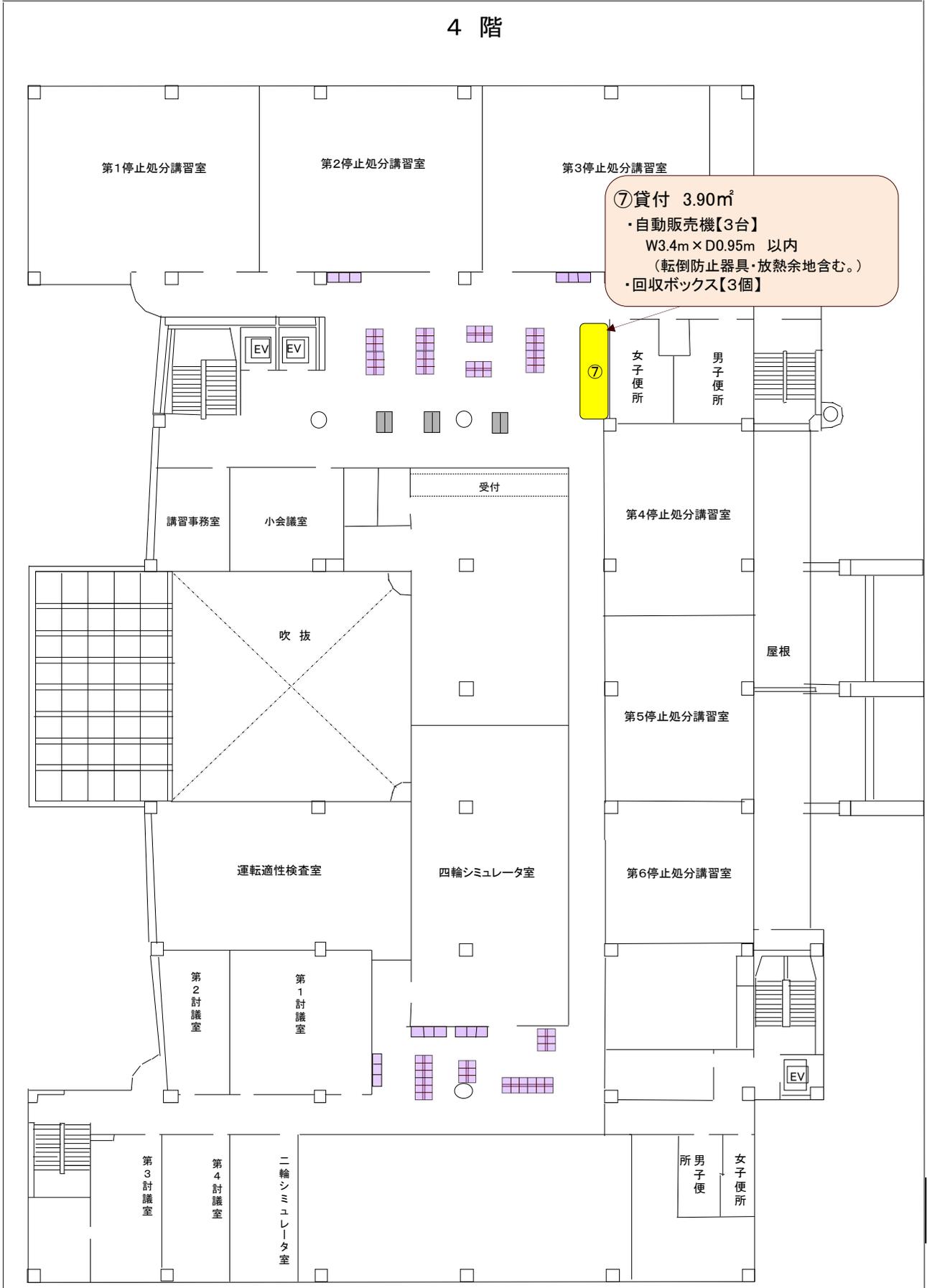
3 階

⑥貸付 1.37㎡

- ・自動販売機【1台】
W1.2m×D0.95m 以内
(転倒防止器具・放熱余地含む。)
- ・回収ボックス【1個】



4 階



5 階

⑧貸付 2.53㎡
・自動販売機【3台】
W1.95m×D0.95m 以内
(転倒防止器具・放熱余地含む。)
・回収ボックス【3個】

